## ○埼玉県留置施設視察委員会事務処理要領について

平成 19 年 6 月 1 日 留 管 第 3 6 5 号 警 察 本 部 長

埼玉県留置施設視察委員会事務処理要領について(通達)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第6項の規定に基づき埼玉県留置施設視察委員会条例(平成19年埼玉県条例第33号)が施行されることに伴い、みだしの要領を次のとおり制定し、平成19年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

#### 第1 趣旨

この要領は、埼玉県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程(平成19年埼玉県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。)第6条に基づき、埼玉県留置施設視察委員会 (以下「視察委員会」という。)の委員の任命及び解任に係る事務に関する細目的事項を定めるほか、視察委員会の設置に伴い必要となる警察措置に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委員候補者の選定

1 埼玉県警察本部長(以下「本部長」という。)は、規程第2条第2項の規定に基づき、 弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員、住民の代表等留置施設の運営の改善 向上に熱意を有する者で居住地域、年齢層及び業種に偏りがないよう委員候補者を選定す るものとする。

なお、女性専用留置施設の数を勘案して女性委員候補者を選定すること。

2 地方公共団体等から委員候補者の推薦を受ける必要があるときは、埼玉県留置施設視察 委員会委員候補者推薦書(別記様式1)によること。

## 第3 委員候補者の推挙

1 本部長は、前記第2により選定した委員候補者について、埼玉県留置施設視察委員会委員候補者推挙名簿(別記様式2。以下「推挙名簿」という。)及び埼玉県留置施設視察委員会委員候補者資料(別記様式3)により、埼玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、推挙するものとする。

2 本部長は、委員に欠員が生じたときは、公安委員会の求めに応じ、推挙名簿により、補 欠の委員候補者を推挙するものとする。

#### 第4 委員の解任の上申

- 1 本部長は、規程第3条第1項の規定に基づき委員から解任の願い出があったときは、解 任上申書(別記様式4)により、公安委員会に当該委員の解任を上申するものとする。
- 2 本部長は、前記1に規定するときのほか、埼玉県留置施設視察委員会条例第3条第4項 の規定による事由があると認めるときは、解任上申書により、速やかに公安委員会に当該 委員の解任を上申するものとする。

#### 第5 情報提供及び視察

- 1 埼玉県留置施設視察委員会に関する規則(平成19年埼玉県公安委員会規則第5号)第2条の規定による視察委員会への情報提供は、留置施設運営状況書(別記様式5)により、行うものとする。
- 2 本部長は、視察委員が留置施設を視察するごとに証票(別図)を貸与するものとする。

#### 第6 面接希望の申出に対する措置

- 1 留置業務管理者は、被留置者が委員による面接を希望したときは、視察委員会に面接希望申出書(別記様式6)を提出させるものとする。この場合において、留置業務管理者は、次の事項を教示するものとする。
- (1) 申出書を提出しても、必ず面接を受けることができるとは限らないこと。
- (2) 視察委員会から面接を実施しない旨の通知はないこと。
- (3) 委員を特定した面接の希望はできないこと。
- (4) 面接に関する照会には応じられないこと。
- 2 留置業務管理者は、面接希望申出書の送付依頼を受けたときは、面接希望者名簿(別記様式7)に登載し、速やかに視察委員会へ送付するものとする。
- 3 留置業務管理者は、面接場所には、原則として、面会室を使用させるものとする。
- 4 留置業務管理者は、委員による面接に留置担当職員等を立ち会わせないこととするが、 委員から立会いの求めがあったときは、被留置者にその旨を告知し、留置担当職員等を立 ち会わせるものとする。

#### 第7 意見又は提案の申出に対する措置

- 1 留置業務管理者は、被留置者から視察委員会に対する意見又は提案の申出があったときは、意見・提案書(別記様式8)により行わせるものとし、記載された意見・提案書を視察委員会あてと明示した封筒に入れさせ、封かんさせ、提出させるものとする。この場合において、留置業務管理者は、次の事項を教示するものとする。
- (1) 視察委員会から回答があるとは限らないこと。
- (2) 提出された意見又は提案に関する照会には応じられないこと。
- 2 留置業務管理者は、意見・提案書の送付依頼を受けたときは、速やかに視察委員会へ送 付するものとする。

### 第8 視察委員会の活動の報告

留置業務管理者は、視察委員会からの意見、意見を受けて講じた措置(措置を講じなかった場合はその事由)その他視察委員会の活動について、その都度、本部長に報告するものとする。

#### 第9 視察委員会の庶務

視察委員会の庶務は、総務部留置管理課において処理するものとする。

実施日

この通達は、平成19年6月1日から実施する。

実施日 (平成23年9月14日留管第765号)

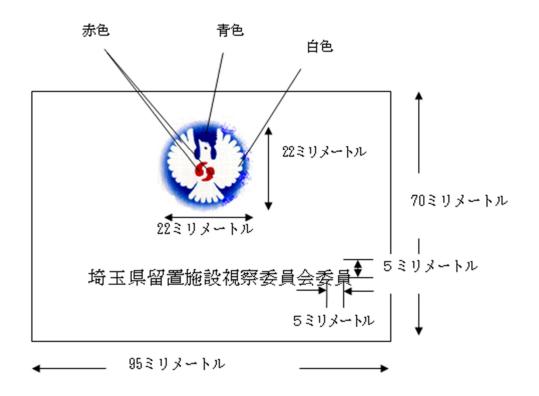
この通達は、平成23年9月16日から実施する。

実施日(令和3年2月12日務第235号)

- 1 この通達は、令和3年2月12日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、 なお使用することができる。

実施日(令和4年8月24日少第374号)

この通達は、令和4年9月1日から実施する。



- (注) 1 白地に黒文字とする。
  - 2 材質は、紙とする。

埼玉県	留置施設視察委員会委員候補者推薦書
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
性別	男性・女性
住所	
電話	
職業	
(役職)	
勤務先	
(所在地)	
経歴	
推薦事由	

上記のとおり埼玉県留置施設視察委員会委員の候補者を推薦します。

年 月 日

所在地

名称

代表者

第号年月日

埼玉県公安委員会 殿

埼玉県警察本部長

# 埼玉県留置施設視察委員会委員候補者推挙名簿

No.	氏	名 (年齢)	性別	職	業	居住地域並びに所属団体の 名称及び推薦の有無
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				
		( 歳)				

	埼玉県留置施設視察委員会委員候補者資料								
		ふ り 氏	が な 名						
写	真	生 年	月日		年	月	日生		
		性	別		Ę	<b>.</b>	女		
住所									
				ģ.	<b></b>				
職業									
(役 職)									
勤務先									
(所在地)									
経 歴 等									
	続柄	氏	名	年齢	生 年	月日		職	<b></b>
家族構成									
備考									

 第
 号

 年
 月

 日

埼玉県公安委員会 殿

埼玉県警察本部長

解任上申書

次の者は、埼玉県留置施設視察委員会条例第3条第4項の規定に該当すると認められるので、解任を上申します。

氏 名	
任命年月日	
上申事由	
事実認定資料	
審査結果	

(注)審査結果欄は、埼玉県公安委員会が記載する。

# 留置施設運営状況書

年 月 日提出

							力 口ル
			留置施設	埼玉県	•		
			田邑꺤跃		電話	_	-011
				1			
留	'置施設の概要						
	築年数	延べ床面積	留置室数	留置仍	R護室数	面会室数	
	年	m²					
収	 【容基準人員及び	が被留置者数の	 )推移				1
<b>)</b> 収	又容基準人員						
	収容定員		以上の者	少年男	(女)		
		男(女)		(	)		
_ (v) 被	世間で といま とり	 终 (5 年間)	( )	`	,		
,, <sub>[2</sub>	文田 巨石 妖 * 71年	20 歳以上の	の者 , ,			., ,	
		男(女)	少年	F男(女)	合言	計前	年比
	年						
	年						
	年						
	年						
	年						
L 留	  置施設の管理位	       			<u> </u>		
	留置担当官	の人員					
	看守体制 (勤	務形能)					

	申 込 件	数	
	実 施 件 🦠	数	
	不許可件	数	
	主な不許可事	由	
5 初	<b>皮留置者に対する</b> 物	加品の貸与及び支給並び	に被留置者による自弁の物品の使用又は
抄	摂取の状況		
	食	事 内 容	貸与品、支給品及び自弁物品一覧表
	朝    食		
	昼 食		
	夕 食		
	1日約	キロカロリー	
6 初	世留置者に対して請	<b></b>	療上の措置の状況(1年間)
			措置状況
	運動		
	入浴		
	調髪・ひげ剃り		
	健康診断		
	診察件数		

4 参観の許否の状況 (1年間)

停止措置件数	
停止した事案の概要	
<b></b> <b>以</b> 具及び留置保護室の使	用状況(1年間)
戒具使用件数	
留置保護室収容件数	
安留置者による面会の制 面 会 の 制 限 を	限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例(1年)
<b>支留置者による面会の制</b>	限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例(1年)
安留置者による面会の制 面 会 の 制 限 を	限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例(1年)
安留置者による面会の制 面 会 の 制 限 を 行 っ た 事 例	限及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例(1年)

申 請 内 容	処理結果	件数
		I
申 告 内 容	処理結果	件数
申 出 内 容	処理結果	件数
	1	

# 面接希望申出書

- 留置施設視察委員会の委員との面接を希望する場合は、以下の必要事項を記載し、留置担 当官に委員会への送付を依頼してください。
- この申出書は、留置施設視察委員会に送付しますが、委員があなたと面接をするかどうか は委員会が決定しますので、申出書を出したからといって必ず面接できるとは限りません。
- 委員会があなたとの面接を実施しないという決定をした場合、そのことはあなたに通知されません。
- 特定の委員に対する面接の申出はできません。
- この申出に関する照会に応じることはできません。

面接希望申出日 (この書類を書いた日)	年 月 日
留置されている 留 置 施 設	警察署留置施設 警察本部 留置施設
氏 名	
委員会使用欄	(確認日) 年 月 日 (処置) (確認者)

(注)委員会使用欄には、何も記載しないでください。

		面接	· 希	望者	千 名	簿			
申出年月日	留置施設	留置番号	j	毛	名		性別	留置開始日	備考

# 意見・提案書

- 現在、あなたが収容されている留置施設の運営についての意見や提案を記載し、留置施設 視察委員会あてと記載した私有の封筒に入れて封をしてから、留置担当官に留置施設委員会 への送付を依頼してください。
- 提出された意見や提案は、留置施設視察委員会の活動の参考とします。
- 提出された意見や提案に対して、必ず回答がされるとは限りません。
- 提出された意見や提案に関する照会に応じることはできません。

具体的な内容	
希望する対応	<ul><li>□ 改善して欲しい</li><li>□ 留置施設に伝えて欲しい</li><li>□ 調査して欲しい</li><li>□ 上級庁に伝えて欲しい</li></ul>
委員会使用欄	(確認日) 年 月 日 (処置) (確認者)

- (注) 1 希望する対応欄は、希望する事項の□にレ印でチェックしてください。
  - 2 委員会使用欄には、何も記載しないでください。